


所管部課	福祉部高齢介護課	部長	川口 荘一		
件名	専決処分の報告について（庁用自転車の交通事故）				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和3年2月17日（水）に発生した市職員の庁用自転車乗車中の交通事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>【事故の内容】</p> <p>市職員の運転する電動自転車が丁字路交差点（東大和市中央1丁目）にて、街路から右折で道路に出た際に、直進で走行してきた乗用車と接触し、乗用車のドアおよびテールランプが破損したものである。なお、庁用自転車には損傷はなく、双方の人身損害もなかった。</p> <p>損害賠償額の決定及び和解の内容は、市が相手方に対して損害賠償金79,199円を支払うものである。</p> <p>また、損害賠償金については、全国市長会市民総合賠償補償保険により全額補填される。</p> <p>【影響及び効果】</p> <p>当該事故について、相手方との和解に関する必要な手続きが完了する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和3年2月17日 事故発生 令和3年3月24日 専決処分 令和3年3月24日 示談締結</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和3年第1回東大和市議会臨時会において報告したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。